

○奈良県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザー制度運用要綱の制定について（平成29年6月5日例規第17号）

〔改正〕 平成31年3月例規第2号、4月第23号改正

この度、奈良県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザー制度運用要綱を別添のとおり制定し、平成29年6月5日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別添

奈良県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザー制度運用要綱

第1 目的

この要綱は、サイバーセキュリティ対策アドバイザー制度の運用について必要な事項を定め、同制度を適正かつ円滑に運用することにより、奈良県警察職員のサイバーセキュリティ対策に関する能力の向上を図ることを目的とする。

第2 委嘱等

- 1 サイバーセキュリティ対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者の中から、警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱するものとする。
 - (1) 情報通信技術に関し、高度かつ最新の知識を有する者であること。
 - (2) アドバイザーとしての活動を遂行し得るに足る体力、人格及び教養を有し、かつ、サイバーセキュリティ対策に係る活動に熱意がある者であること。
- 2 アドバイザーの委嘱は、委嘱状（別記様式第1）を交付して行うものとする。
- 3 本部長は、アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。
 - (1) アドバイザーから解嘱の申出があったとき。
 - (2) 1のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
 - (3) アドバイザーたるにふさわしくない非行があったとき。
 - (4) その他特別の理由が生じたとき。

第3 任期

アドバイザーの任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4 任務

アドバイザーの任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) サイバーセキュリティ対策に係る必要な知識・技術に関する助言
- (2) サイバーセキュリティ対策に関する講演等

- (3) その他サイバーセキュリティ対策に関する必要な援助

第5 運用

1 手続

- (1) 所属長は、サイバーセキュリティ対策に関し、知識・技術に関する助言、講演等その他必要な援助（以下「助言等」という。）をアドバイザーから受ける必要があるときは、サイバーセキュリティ対策アドバイザー助言等依頼書（別記様式第2）により、生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）に依頼するものとする。
- (2) (1)の依頼を受けたサイバー犯罪対策課長は、当該依頼の内容から、アドバイザーから助言等を受ける必要があると認めるときは、適当と判断されるアドバイザーに連絡し、日程等の調整を行い、その結果を当該所属長に通知するものとする。
- (3) (2)の通知を受けた所属長は、当該調整の結果に基づき、アドバイザーから助言等を受けるものとする。

2 報告

所属長は、アドバイザーから助言等を受けたときは、その内容等について速やかにサイバーセキュリティ対策アドバイザー助言等結果報告書（別記様式第3）により、サイバー犯罪対策課長を経由して本部長に報告するものとする。

3 留意事項

- (1) サイバー犯罪対策課長は、アドバイザーに対して、活動によって知り得た秘密の保持について、適切な指導及び助言を行わなければならない。
- (2) アドバイザーによる助言等は、あくまでも警察の責任において実施するサイバーセキュリティ対策の参考とするものであり、アドバイザーに必要以上の負担を強いることのないよう留意しなければならない。

第6 事務

本制度の運用に関する事務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において行うものとする。

(別記様式省略)